

告 示

埼玉県告示第三百七十七号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十八号（建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野元裕

告示中「別表都市整備部の項第二百二十二号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第二百二十四号金額の欄イ」に、「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に改める。